平成２８年（フ）第４８３号
相模原市中央区田名5592番地１　ベア・フルートハイツ202
債務者　松下　亮介
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８７号
相模原市中央区相模原４丁目９番５号　ベルウッド相模原　505
債務者　角浜　律子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８９号
相模原市中央区星が丘２丁目15番13号　加藤ハイツ102号室
債務者　宮城由美子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４９８号
住民票上の住所　相模原市南区相模台２丁目11番15号　ＣＬＬエクセレンス２―301
債務者　石村　真弥
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１２３１号
京都市南区吉祥院東前田町17番地３　マンションボヌール402号室
債務者　熊田　人士
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４１号
京都市左京区松ヶ崎樋ノ上町13―２　樋ノ上荘101号室、住民票上の住所京都市左京区八瀬野瀬町267番地　八瀬鱒乃坊アーバンコンフォート121号
債務者　伊藤　邦明
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第８号
京都府宇治市広野町大開82番地の10
債務者　上野　進一
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１７号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台７―201号
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
京都市伏見区羽束師志水町135番地１　シャトー志水301
債務者　中前　　恵
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２３号
京都市右京区西京極豆田町６番地　京都友禅文化会館208号、前住所京都市右京区西京極前田町２番地の14
債務者　山田　邦子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
京都府与謝郡与謝野町字弓木1822番地
債務者　糸井　康雅
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第６０７号
大阪府大東市大野２丁目７番１号　101号、申立時の住所堺市堺区南旅篭町西３丁１番27―101号
債務者　平石　季寛
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９６１号
堺市北区南長尾町５丁２番６号　エスポワール302号
債務者　原田　育史
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１０２９号
堺市北区東浅香山町２丁４番地　第２萬晃ビル207号
債務者　武田美枝子
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
堺市堺区向陵東町１丁９番５―304号
債務者　岡本　　勇
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８９号
高知市十津３丁目７番１号
債務者　氏原　弘之
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
高知地方裁判所破産係